

ジュニア・BS・シニア生

通学安心補償

交通傷害 + 個人賠償責任

ジュニア・BS・シニア生の皆さまに安心してジュニア・BS・シニア教室に通学いただけるよう、以下の補償をご用意しました。近年、自転車搭乗中の事故による高額訴訟事例が増加しており、各自治体においても自転車搭乗に関し、「条例化」する流れが加速しております。

もしも
お子さまが

未成年でも責任は免れません

自転車搭乗中に事故を起こしたら…



精神的にも
金銭的にも
大変だわ

治療費や慰謝料でいくらかかるか見当もつきません。被害者への損害賠償もどのように対応すればいいのか分からず不安です…

ほんの少しの不注意が **大きな事故** につながります。

データ
で見る
自転車事故の
リスク



自転車事故による
リスクの事例は？

小学5年男子児童が、自転車に乗っていて、散歩途中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。



9,521万円の
賠償判決

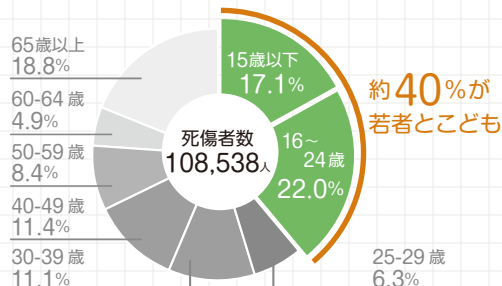
判決までに
4年9ヶ月が経過

< 神戸地方裁判所平成 25年7月4日判決 >



自転車搭乗中の
年齢層別死傷者数の割合は？

自転車搭乗中の年齢層別死者および負傷者数 (構成率)



< 警察庁「平成26年中の交通事故の発生状況」から作成 >



大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の内容

大阪府は、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成28年7月1日に施行しています。

第十二条（自転車損害賠償保険等の加入等）

自転車利用者は、**自転車損害賠償保険等**（自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。）に**加入しなければならない**。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の内容

東京都は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成25年7月1日に施行しています。

第二十七条（自転車損害賠償保険等の加入等）

自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための**保険又は共済**（次条において「自転車損害賠償保険等」という。）**への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない**。

この他にも、兵庫県（平成27年10月1日施行「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」）、埼玉県（平成24年4月1日施行「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」）、愛媛県（平成25年7月1日施行「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」）などで条例化されており、他の自治体でも条例化の動きが加速しております。自転車利用者は「気を付ける」だけでなく、「備える」ことも求められてきております。

「通学安心補償」

の補償内容はこれ！

他人に対する賠償責任補償

自転車搭乗中などの日常生活における、他人に対する賠償責任

歩行者との接触による賠償



店舗の商品を誤って
損壊した際の賠償



走って通行人にぶつかって
ケガをさせた際の賠償



+

生徒様ご自身のケガの補償

乗物によるケガ・道路通行中のケガ（交通事故）

自転車との接触によるケガ



自転車で転んでのケガ



自動車との接触によるケガ



「通学安心補償」 補償概要

生徒様ご自身の
ケガの補償

死亡・後遺障害保険金額

300万円限度

入院保険金日額（限度日数）

3,000円（120日）

通院保険金日額（限度日数）

1,000円（30日）

個人賠償責任保険金額

3億円

※1 この補償は、**ECCジュニア・BS・シニア教室通学時以外の日常生活における事故（交通事故による死亡・後遺障害、入院または通院、日常生活における賠償責任）**でもご利用いただけます。

※2 個人賠償責任保険については、「本人または同居の親族」の方全てに適用されます。
（ケガ補償の対象者については、ジュニア・BS・シニア生本人のみになります。誤認なきよう、ご注意ください。）

※3 「まいにちサポート funfun Family」購入代金に、保険期間中のケガの補償として、団体総合生活補償保険（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）の保険料を含みます。
なお、被保険者にとって不利益になる事項、特にご注意ください事項、保険料の詳細等については、「重要事項のご説明」に記載しておりますので、ご確認ください。

【補償内容】

交通事故によるケガで以下の損害を負った場合、または日常生活において第三者に対しての賠償責任を負ってしまった場合、この保険がご利用いただけます。

※日常生活賠償は交通事故に関わらず、本人および同居の親族の皆様も補償の対象となります。

【主な事故例】

- ・通学時、歩行中に自転車にぶつかられ、捻挫をしてしまい通院をした
- ・自転車で通学中に、歩行者にぶつかってしまい、相手をケガさせてしまった
- ・生徒間での偶然な事故により、相手の生徒の持ち物を壊してしまい弁償する

【お支払する保険金】

こんな時	種類	保険金額	支払限度日数
ケガで死亡または後遺障害が生じた場合	傷害死亡・後遺障害保険金	3,000千円	-
ケガで入院した場合 (日帰り入院から)	傷害入院保険金	3,000円	120日 (対象期間180日)
ケガで手術を受けた場合	傷害手術保険金	入院中手術：3万円 上記以外：1万5千円	-
ケガで通院した場合	傷害通院保険金	1,000円	30日 (対象期間180日)
偶然な事故で相手にケガや持ち物への損害を与えた場合	日常生活賠償保険金	3億円	-

【ご確認ください】

補償の開始時期にご注意ください

まいにちサポート funfunFamilyの「通学安心補償」はサービスご加入日によって、補償の開始日が異なります。

以下をご参照のうえ、ご自身が加入された日ならびに補償開始時期をご確認ください。

【補償開始期間】

①	2024年4月2日	～	2024年4月24日受付分まで	⇒	2024年5月1日以降の事故から補償
②	2024年4月25日	～	2024年5月24日受付分まで	⇒	2024年6月1日以降の事故から補償
③	2024年5月25日	～	2024年6月24日受付分まで	⇒	2024年7月1日以降の事故から補償
④	2024年6月25日	～	2024年7月24日受付分まで	⇒	2024年8月1日以降の事故から補償
⑤	2024年7月25日	～	2024年8月24日受付分まで	⇒	2024年9月1日以降の事故から補償
⑥	2024年8月25日	～	2024年9月24日受付分まで	⇒	2024年10月1日以降の事故から補償
⑦	2024年9月25日	～	2024年10月24日受付分まで	⇒	2024年11月1日以降の事故から補償
⑧	2024年10月25日	～	2024年11月24日受付分まで	⇒	2024年12月1日以降の事故から補償
⑨	2024年11月25日	～	2024年12月24日受付分まで	⇒	2025年1月1日以降の事故から補償
⑩	2024年12月25日	～	2025年1月24日受付分まで	⇒	2025年2月1日以降の事故から補償
⑪	2025年1月25日	～	2025年2月24日受付分まで	⇒	2025年3月1日以降の事故から補償
⑫	2025年2月25日	～	2025年3月24日受付分まで	⇒	2025年4月1日以降の事故から補償
⑬	2025年3月25日	～	2025年4月24日受付分まで	⇒	2025年5月1日以降の事故から補償

※一度お申込みをいただいたら、その後の継続手続は不要です。制度の加入を中止する場合またはECCジュニア・BS教室を退会された場合には別途ご連絡が必要となりますので、お忘れのないようご注意ください。

万が一の事故による保険金のご請求は、こちらにご連絡ください

24時間 365日事故受付サービス（無料）

三井住友海上 事故受付センター（事故受付専用ダイヤル）

事故は いち早く
0120-258-189

◎ご連絡の際は、「ECCジュニア まいにちサポート funfunFamily 通学安心補償」にご加入いただいている旨をお伝えください。）

※以下の場合はご注意ください

万が一の事故により、個人賠償責任保険のご請求をされる場合、示談交渉については事前に引受保険会社にご相談ください。
個人賠償責任保険の対象となる法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、引受保険会社は示談交渉をお引受します。この場合、引受保険会社の選任した弁護士が相手の方との交渉に当たることがあります。また、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとする場合も、必ず事前に引受保険会社に連絡の上、引受保険会社の同意を得てください。

<補償の内容に関するご質問はこちらにご連絡ください>

【取扱代理店】

株式会社ECC サポート本部 総務部

〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル3階

電話番号：06-6352-3144（営業時間：平日10時～19時）

◎ご連絡の際は、「ECCジュニア まいにちサポート funfunFamily」にご加入・ご検討いただいている旨をお伝えください。（ご加入者の方は、氏名・生徒番号・お住まいのご住所も併せてお伝えください。）

【制度全般運営窓口】

まいにちサポート funfunFamily 運営事務局

〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル6階

メールアドレス：funfun@ecc.co.jp

■登録方法についてのお問い合わせは↓

ジュニコレ ～ECC JUNIOR COLLECTION～

サイト内にある「[☒お問い合わせ](#)」よりご連絡ください。

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

〒540-8677 大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14階